

## 第 48 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議

- 1 開催日時：令和 3 年 10 月 12 日（火）10：00～10：20
- 2 開催場所：三重県庁 3 階 プレゼンテーションルーム
- 3 出席者：一見知事、廣田副知事、服部副知事、日沖危機管理統括監、野呂防災対策部長、安井戦略企画部長（オンライン）、高間総務部長（オンライン）、加太医療保健部長、中尾医療保健部理事、中村子ども・福祉部副部長（オンライン）、岡村環境生活部長（オンライン）、増田廃棄物対策局長（オンライン）、山口地域連携部長（オンライン）、辻国体・全国障害者スポーツ大会局長（オンライン）、横田南部地域活性化局長（オンライン）、更屋農林水産部長（オンライン）、島上雇用経済部長、小見山観光局長（オンライン）、水野県土整備部長（オンライン）、真弓県土整備理事（オンライン）、森会計管理者兼出納局長（オンライン）、田中デジタル社会推進局長（オンライン）、木平教育長、喜多企業庁長（オンライン）、長崎病院事業庁長（オンライン）、松野警察本部危機管理室長、高野四日市港管理組合経営企画部長（オンライン）、服部四日市市危機管理監（オンライン）、事務局

### 4 議事内容：以下のとおり

（日沖危機管理統括監）

- ・これより「第 48 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議」を始める。
- ・今日の会議は、明後日 14 日で三重県リバウンド阻止重点期間が終了となることを受け、10 月 15 日以降の県の指針を決定するため開催するものである。

### 議題 1 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について

（日沖危機管理統括監）

- ・事項 1「三重県新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について」感染症対策部から説明をお願いします。

（中瀬感染症情報プロジェクトチーム 担当課長）資料 1 に沿って説明

- ・資料 1 をご覧ください。県内の患者発生状況は 11 日時点で 1 万 4,710 人となっている。オレンジ色の曲線で表しているが、9 月以降感染者数の伸びは鈍化している。
- ・スライド 3、直近一週間の人口 10 万人当たり新規感染者は 4.0 人となっております。

- り、こちらも減少傾向である。
- ・次にスライド4と5、医療圏別の患者発生状況では、すべての医療圏域で減少傾向にある。
  - ・スライド6、直近週の感染経路不明割合は19%で、20%程度で推移している。
  - ・7枚目のスライドは年齢別の発生状況である。30代以下はこれまで6割程度で推移していたが、直近週については、全体の約3割となっている。これは、直近週において、高齢者施設のクラスターの発生があり、70代以上が増加した関係での影響となっている。
  - ・次の8枚目のスライドもクラスターの関係である。感染経路についても、薄い緑色の高齢者施設の割合が直近週では大きく増加している
  - ・9枚目、10枚目のスライドはクラスターを除いて整理したものである。9枚目のスライド、年齢別でクラスターを除くと、30代以下の割合は、直近週で約5割、それまで6割前後で推移しておったところ、若干減ってはいるが、依然高くなっている。10枚目のスライド、感染経路についても、家族内感染が6割程度で推移しており、徐々に減少傾向であるが、依然として高い。
  - ・11枚目、県内外由来については大きく変わらず、県外由来が10%以下で推移している。
  - ・12枚目、変異株については、直近週91.3%だが、8月下旬以降95%前後で推移しており、ほぼ変異株に置き換わっている状況である。
  - ・13枚目、クラスターの関係は10月に入り、高齢者施設で1件発生している。9月下旬から10月初旬にかけて、高齢者施設のクラスターが連続している状況である。
  - ・14枚目、PCR検査の関係については、陽性率が下がってきており1.4%という状況である。なお、地域別のPCR検査の状況については、別添の資料1の方をご覧ください。
  - ・15番目のスライドはワクチン接種の関係である。傾向として、感染者全体の中で、ワクチン接種歴のない方が占める割合がほぼ8割という状態である。それから、ワクチンを2回接種された方については、未接種の方に比べると、重症化あるいは死亡、いずれの率も低い状況となっている。下の表の赤囲みの部分、65歳未満、65歳以上の0回と2回の比較において、そのようなかたちとなっている。
  - ・16枚目、入院等の状況については、病床占有率11.9%、重症者用病床占有率5.9%というかたちで下がってきている。
  - ・最後にモニタリング資料については、薄いオレンジで着色しているが、直近1週間と先週1週間の比較において、1.22倍になっているが、これは先ほども説明しているクラスターの影響により増えているという状態となっている。クラスターを除けば前週より減という状態である。

(日沖危機管理統括監)

- ・このことについて質問はあるか。

(質疑なし)

## 議題2 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 13」 について

(日沖危機管理統括監)

- ・事項2「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 13」  
について総合対策部から説明をお願いします。

(小西危機管理特命監) 資料2、資料3に沿って説明

- ・それでは資料2「『三重県指針』ver. 13」について説明する。
- ・1ページ「はじめに」の部分であるが、本年7月以降、第5波において過去最大、爆発的な感染拡大となった。この大きな波もようやく終わりつつあり、飲食店の皆様への営業時間短縮要請など、厳しい要請について10月14日をもって終了とさせていただく。しかしながら、感染者数は減少しているが、感染防止対策がおろそかになると、感染が再び広がる。感染状況が落ち着いている今こそ、今後予想される第6波を小さく、短く、抑えていくために、改めて感染防止対策を徹底することが重要と考えている。こうしたことから、これまでの経験、本県の状況を踏まえ、県民の皆様、事業者の皆様に取り組んでいただきたい感染防止対策についてまとめた「『三重県指針』ver. 13」を策定し10月15日から適用して参りたい。
- ・2ページでは、県民の皆様これから取り組んでいただきたい基本的な対策について、整理している。主なものについて説明する。なお、下線部については、「『三重県指針』ver. 12」からの変更点であり、併せて説明をさせていただく。
- ・まず、「県民の皆様へ」として、3つ目の丸印、感染経路の中心については飛沫感染、接触感染であると考えられていることから、マスクの着用、手洗い、手指消毒等、基本的な感染対策の徹底をお願いします。また、マスクの着用に当たっては、隙間が無いようしっかり着用いただきたいこと、また品質の確かなマスク、できれば不織布のマスクを着用いただきたい。またその下、夏季における冷房、また暖房使用時においても十分な換気をお願いします。
- ・(2) 新しい生活様式の定着として、2つ目の丸印、大人数や長時間に及ぶ飲食など、感染リスクが高まる場面について十分な警戒をお願いします。感染リスクが高まる5つの場面については、参考資料を21ページに掲載している。こちらについては、特措法第24条第9項により協力の要請をさせていただく。また、飲食をする場合において、「マスク会食」、会話をしない「黙食」などの

実践を引き続きお願いします。

- ・ 3 ページ真ん中辺りの下線部、ワクチンについて、発症を予防する高い効果が認められているので、若年層の方を含め、ワクチン接種の機会の積極的な活用をお願いします。また、ワクチンを接種された方についても、感染する場合があるので、引き続き感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・ (3) 移動については、飲食店への時短要請等の要請がなされているエリアについて、生活の維持に必要な場合を除き、移動を避けていただくよう、特措法第 24 条第 9 項でお願いします。また、それ以外の都道府県等については、移動先の状況をよく確認をいただき、感染防止対策の徹底、またワクチン未接種の場合は検査を受けていただく等の対策をお願いします。
- ・ 4 ページ 2 つ目の丸印、県内での移動の際には、混雑する場所や時間を避けていただき、少人数で行動するなど、感染防止対策の徹底、また感染リスクの高まる場面に特に注意をお願いします。
- ・ 続いて 5 ページ、3 事業者の皆様へとして、3 つ目の丸印の下線部、社会福祉施設等、県内でもクラスターが発生している。こういった施設について、職員の方へのワクチン接種の推進を含めた、感染防止対策の徹底を改めてお願いします。特に施設内へ持ち込まない、広げないということ意識して、職員や利用者の皆様に注意喚起を行っていただくようお願いする。また、感染者が発生した場合には、接触者調査等へ積極的なご協力をお願いします。
- ・ 下から 2 つ目の丸印、社員寮など共同生活の場において、食堂など共用スペースにおける密の回避など、感染防止対策の徹底を引き続きお願いします。
- ・ 6 ページ、真ん中やや下の下線部、労働局、経済団体において、県内の事業所に対し、感染防止対策の周知、特に外国人を雇用する事業所への丁寧な周知を引き続きお願いします。また、市町において、住民の方へ感染防止対策の周知をいただく中で、特に情報が届きづらい外国人の住民の方に対し、情報がしっかり伝わるよう対応をお願いします。
- ・ 8 ページ、5 モニタリング指標について、下線部の部分、「新規感染者数が 2 日連続で 17 名以上」という目安について、これまで感染拡大の予兆を捉えるシグナルとして活用してきたが、今後は新たに、県民の皆様に向けたアラートとしての発出を検討する。
- ・ 続いて、資料 3 「イベントの開催基準等」について説明する。
- ・ イベントの開催基準については、三重県指針の別冊としていることから、今回三重県指針の改定とあわせて、改めて策定をさせていただく。内容については、国が定める 10 月 1 日から 10 月 30 日までの基準と同様としていることから、これまでの内容と変更する部分はない。

(日沖危機管理統括監)

- ・このことについて質問はあるか。  
(質疑なし)

(日沖危機管理統括監)

- ・それでは、ただいま説明のあった資料2、資料3のとおり決定してよろしいか。  
(発言なし)

(日沖危機管理統括監)

- ・それでは『三重県指針』ver.13』について、このように決定する。

### 議題3 「各部からの報告事項」について

(日沖危機管理統括監)

- ・各部からの報告事項について、報告事項がある部局は説明をお願いします。  
(報告事項なし)

### 議題4 知事指示事項

(日沖危機管理統括監)

- ・次に知事から「知事指示事項」をお願いします。

(一見知事)

- ・県民・事業者の皆様のご協力により、10月14日をもって「三重県リバウンド阻止重点期間」を終了することとなるが、第6波は必ず来ることが予想されるため、県庁職員においては、常在戦場の気持ちをもってことにあたっていただきたい。指示事項として5つ申し上げる。
- ・第6波に備え、「予防」「医療」「事業者支援」それぞれの視点から第5波の検証を行うこと。そのうえで、浮きぼりとなった課題を踏まえ、市町、関係機関等と連携し、対策の実行に向けて準備を進めること。特に、新たな宿泊療養施設の確保及び早期運用開始、加えて中長期的に対応可能な新たな臨時応急処置施設の確保を含めた医療提供体制について、医療機関や関係団体と連携し体制強化に取り組むこと。
- ・県民の方へのワクチン接種がさらに円滑に進むよう、引き続き市町や関係機関等と緊密な連携を図ること。特に若年層のワクチン接種の促進に向け重点的に取り組むこと。
- ・感染者の早期発見、感染拡大防止のために有効であると考えられる無料PCR検査を適切に進めること。また、保健所における行政検査体制の充実を図るとともに、引き続き社会的検査の実施や抗原定性検査キットの活用促進に取り組むこと。

- これまでの経験を踏まえ、感染拡大の傾向が見られた時により早く対応するための基準（感染拡大防止アラート）を検討し、当該基準に達した場合の対応方針を早期に定め、迅速に対応できるような仕組みを設けること。
- 感染された方やその家族、医療従事者の方々、仕事などで県外と往来される方が、不当な差別や偏見、誹謗中傷やいじめを受けないよう呼びかけるとともに相談対応に取り組むこと。

（日沖危機管理統括監）

- 各部局において、指示事項に基づいた適切な対応をお願いします。
- 以上で本部員会議を終了する。